

【褥瘡外来受診時】原因は座位によるものであったため、座位調整を行うとともに、局所処置を家族に依頼しました。しかし、家族は局所処置を拒みました。その理由は、創傷に対して知識のない家族にとって、褥瘡を洗浄することや薬剤を塗布するなどの医療行為を行うことは、精神的なストレスであったためです。また、多くの生活援助を行う家族にとっ

ては、肉体的にも時間的にも褥瘡の処置が厳しい様子でもありました。そのため、ドレッシング材を用いて3日に1回交換するというケア方法を実施することにしました。交換時はシャワーを使用して創傷をきれいに洗浄し、その後家族がドレッシング材を貼付することとし、家族と患者本人が共同して褥瘡を治癒させていきました。

事例3からの学び

在宅での創傷処置は、患者本人もしくはその家族が行ってもよいとされています。褥瘡外来では、付き添ってくる家族が普段から介護を行っている場合は、家族に「このように処置をお願いします」と頼んでしまいがちでした。しかし、家族は患者の傷の痛みを分かち合い、痛みを感じる立場にいるため、処置を依頼したときに「怖い」と発言するケースがまれにみられます。そのような場合、人的資源として訪問看護を活

用することがあります。しかし褥瘡を治療するにあたり、患者本人はどこまで何ができるのか、家族がすべて行わないといけないのか、という点をアセスメントする必要があると考えます。

- この事例では、ドレッシング材を用いることによって
- ① 交換間隔が3日に1回になり在宅での処置負担が減った
 - ② ドレッシング材を選択することで、滲出液のコントロールをガーゼ管理よりも行いやすいという利点が生まれました。

これからの在宅療養環境

後期高齢者の大幅な増加が予想される2025年に向けて、急速に高齢化が進んでおり、在宅療養においても社会的な資源が不足するといわれています。そのため、本人や家族にも可能なセルフケアを取り入れるとともに、可能なかぎり病院で行われている現行の理想的な創傷管理を、在宅へ適応させることが必要であると考えます。しかし、感染などによる褥瘡の悪化がみられる場合には、医療従事者が最低限の処置を行う必要があるため、

分けて考える必要があります。2014年の保険改定から、ドレッシング材の保険適用が以下のように拡大されました(図1)。

条件1: 皮下組織に至る褥瘡(筋肉、骨等に至る褥瘡を含む)を有する在宅患者

条件2: 医師が在宅療養指導管理料を算定している患者

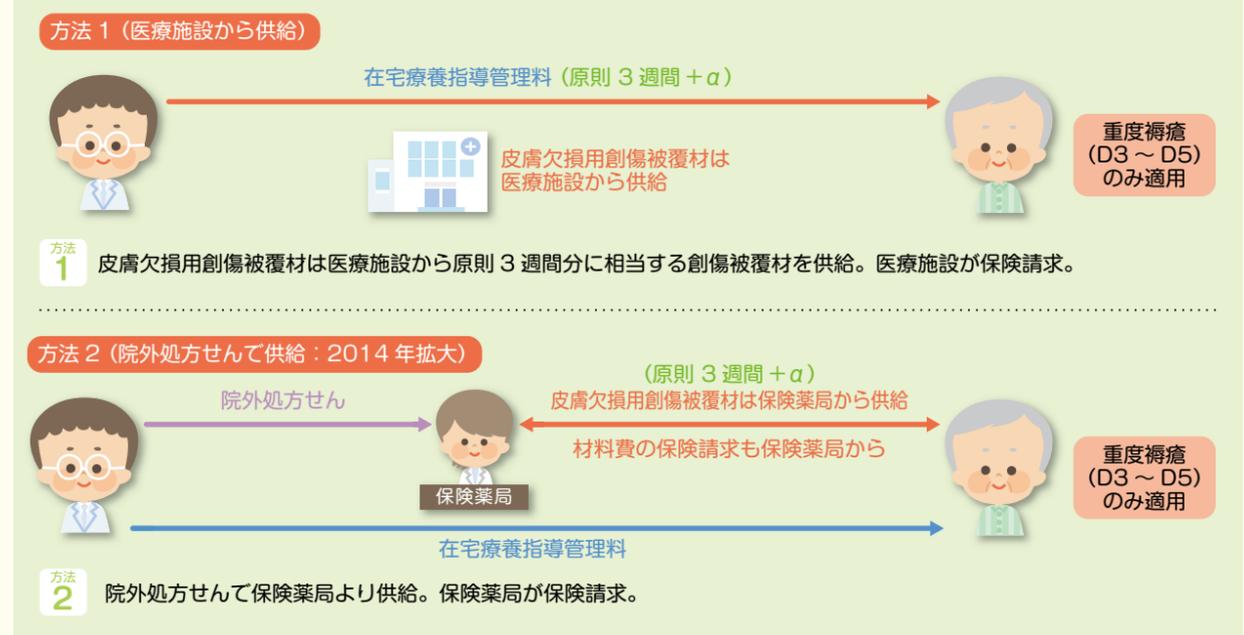
改定以前は、在宅療養管理料を算定して原則3週間、医療施設から患者にドレッシング材を供給

2014年の保険改訂に伴うドレッシング材の変更のポイント

●在宅患者へ「皮膚欠損用創傷被覆材(特定保険医療材料)」の保険適用拡大

- ① 皮膚欠損用創傷被覆材を保険で供給できる患者
 - 条件1 皮下組織に至る褥瘡(筋肉、骨などに至る褥瘡を含む)を有する在宅患者 = (DESIGN-R® 分類 D3, D4 及び D5) を有する患者
 - 条件2 医師が在宅療養指導管理料(C100-C116)を算定している患者
- 以下の条件を満たす患者に供給できる。
*原則3週間分を限度として算定する。それ以上の期間において算定が必要な場合には、摘要欄に詳細な理由を記載する。

② 保険による皮膚欠損用創傷被覆材の供給方法



③ 在宅療養指導管理料

C100	120点	退院前在宅療養指導管理料	C108	1500点	在宅悪性腫瘍患者指導管理料
C101	1230点	在宅自己注射指導管理料	C108-2	1500点	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料
C101-2	820点	在宅小児低血糖症患者指導管理料	C109	1050点	在宅寝たきり患者処置指導管理料
C101-3	150点	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	C110	1300点	在宅自己疼痛管理指導管理料
C102	4000点	在宅自己腹膜灌流指導管理料	C110-2	810点	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料
C102-2	8000点	在宅血流透析指導管理料	C110-3	810点	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料
C103	1300点	在宅酸素療法指導管理料	C110-4	810点	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料
C104	3000点	在宅中心静脈栄養法指導管理料	C111	1500点	在宅肺高血圧症患者指導管理料
C105	2500点	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	C112	900点	在宅気管切開患者指導管理料
C105-2	1050点	在宅小児経管栄養法指導管理料	C114	1000点	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料
C106	1800点	在宅自己導尿指導管理料	C115	6000点	在宅植込型補助人工心臓(拍動型)指導管理料
C107	2800点	在宅人工呼吸指導管理料	C116	45000点	在宅植込型補助人工心臓(非拍動型)指導管理料
C107-2	250点	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	-	-	-

図1 保険改定による、創傷被覆材の保険適用の拡大
(引用資料: スミス・アンド・ニュー ウンド マネジメント 分かり易い保険改定の手引き ~ハイドロサイト®が処方せんで供給できるようになりました~)